

地 域 指 定 年 度	昭和47年度
計 画 策 定 年 度	昭和49年度
特別管理地域指定年度(第1回)	昭和55年度
特別管理地域指定年度(第2回)	昭和60年度
農業農村振興総合対策指定年度	平成 2年度
農振計画策定再編事業指定年度	平成 8年度
定 期 見 直 年 度	平成14年度
定 期 見 直 年 度	平成19年度
定 期 見 直 年 度	平成24年度
定 期 見 直 年 度	平成29年度
定 期 見 直 年 度	令和 4年度

滝沢農業振興地域整備計画書

岩手県 滝沢市



はじめに

滝沢市長 武田 哲

滝沢市は、岩手山麓に広がる雄大な自然や、その周辺に広がる田園景観・牧歌的景観など良好な自然環境を有しています。

この豊かな自然環境の中、本市にとって農業は重要な産業であり、美しい農村を維持しつつ、多様な産業と融合しながら発展し、農家の方々が意欲と明るい展望を持って農業に携わることができるような社会を作ることが重要であります。

農業及び農地は、安全・安心な食料の確保という本来の目的に加え、近年の豪雨等の気象災害に対して防災的な役割を果たす多面的な機能、災害から集落を守る重要な役割を担っております。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足が年々深刻化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による農作物消費の停滞や、世界情勢の影響による資材等の価格高騰など、農業を取り巻く環境はより一層厳しさを増す一方であります。

このような農業を取り巻く状況の中、当市においては担い手経営体を育成することが喫緊の課題と捉え、担い手営農法人組織の支援を進めております。これらの組織が各地区における今後の次代の農業を担い、受け継ぐ方々の取組みに期待するものであります。

このように本市の農業を持続可能なものとし、滝沢市農業の総合的振興を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「滝沢農業振興地域整備計画」の見直しを行いました。

今後本計画をもとに、農業者と農業関係団体及び地域社会が協力しながら、本市の特徴である都市近郊の立地条件を活かした滝沢型農業の実現をさらに進めてまいります。

おわりに、本計画策定にあたり、ご指導、ご協力を賜りました関係機関・団体各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和5年 月

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	振興の方向	1
2	計画の特色	5
第2	農用地利用計画	6
1	土地利用区分の方向	6
2	農用地利用計画	12
第3	農業生産基盤の整備開発計画	13
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
2	農業生産基盤整備開発計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
4	他事業との関連	15
第4	農用地等の保全計画	16
1	農用地等の保全の方向	16
2	農用地等保全整備計画	16
3	農用地等の保全のための活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	18
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6	農業近代化施設の整備計画	23
1	農業近代化施設の整備の方向	23
2	農業近代化施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	27
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向	27
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	27
3	農業を担うべき者のための支援の活動	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	28
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28

2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第9	生活環境施設の整備計画	30
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設の整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	30
第10	附図	(別添) 31
1	土地利用計画図(附図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)	
3	農用地等保全整備計画図(附図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図(附図4号)	
別記	農用地利用計画	32
1	農用地区域	32
2	用途区分	34

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

本市では、これまで市の振興を図るため、種々の振興計画を策定してきた。

平成26年4月1日には滝沢市自治基本条例が施行され、その第1条の中でめざす理念として、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域の実現を掲げている。

また、土地利用に関する上位計画である国土利用計画滝沢市計画に掲げる「市土の利用に関する基本構想」の内、農業振興に関する規定を3項目抜粋した内容は以下のとおりである。

これらを踏まえ、本計画の「第1 地域の振興の方向」を定めた。

① 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。したがって、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

② 利用区分別の市土利用の基本方向【農地】

農地は、農業の生産基盤であると同時に、保水機能を始めとした土地の保全的役割も持つ重要な資源です。さらに最近では、景観形成、環境負荷の緩和機能、心身の健康、食育への関心の高まりに向けた対応や、農業の6次産業化のフィールドなどとして多面的な機能を持たせることが必要です。このようなことから、無秩序な開発を抑制し、農業基盤の整備や農地の高度利用を促進し、優良農地の維持・保全を推進します。

③ 農業集落地

- ・一団の集落を対象に、生活関連施設の充実により、コミュニティを維持・増進し、良好な居住環境を創出します。
- ・優良農地を対象に、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

(1) 農業・農村振興の基本方針

農業の振興は、農業経営の安定化及び地域産業の活性化を促進するとともに、環境の維持・保全など多面的機能の役割を發揮するものであり、本市にとって農業は極めて重要な産業である。

本市の農業は、農地面積、農家数の減少や都市化の進展の影響を受けながらも、1農家当たりの農業産出額では県内順位が中頃より上位に位置している。農業形態は、水

稲、酪農を基幹作目として、果樹、野菜、花きとの複合経営を営む農家が大半を占めている。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、コロナ禍や世界情勢の変化による農業資材（肥料費・飼料費）等の価格高騰、農畜産物の輸入自由化への懸念のほか、遊休農地の拡大、農業従事者の高齢化・担い手不足と相まって、より厳しい状況が続いている。

一方、環境と調和の取れた食料システムの高まりや農産物に対する安全性の要求も高度化してきており、さらに安全で安心な農畜産物を生産・提供をする必要がある。また農業者自らの創意工夫による、より一層の経営努力はもとより、集落での話し合いによる問題点の解決策の検討及び地域内担い手への農地の集積など「集落営農体系」の確立を図り、加えて生産基盤の整備、スマート農業等の新技術の導入、流通の改善等基礎的条件を整備しながら、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」に基づき推進する。他にも経営所得安定対策等を踏まえ、農業者、農業団体、農業指導機関との協調を図り、総合的な農業振興の推進を図るため次の10項目を目標に定める。

- ① 農業関係機関・団体との連携により、農畜産物の品質向上と ICT 技術を活用したスマート農業による生産技術の向上を図り、農業生産体制の整備を進める。
- ② 農地の利用集積や作業受委託を促進しながら、農地の有効的活用のもと、遊休農地の発生防止及び生産基盤の整備により経営規模の拡大を図る。
- ③ 集落内での話し合いを強化し、各集落で策定を行った「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の実現化に向けた取り組み及び「集落営農体系」の確立を推進する。
- ④ 安全で高品質な農畜産物の安定供給を図って行くとともに、産地直売施設整備の促進、6次産業化及び地産地消を推進する。
- ⑤ ほ場、用排水施設、農道の整備と維持保全に努め、生産コストの低減、農地の効率的利用を図る。
- ⑥ 担い手を含めた認定農業者、生産営農組織及び機械利用組合等集落営農組織を育成し、農業経営の基盤強化を図る。
- ⑦ 青色申告による確定申告や収入保険加入促進を図り、農業経営者としての自覚・意識の向上を高め、農業経営の改善と法人経営体の育成、支援に努める。
- ⑧ 家畜排せつ物の処理の適正化及び農業用廃プラスチックの適正処理、再資源化等環境に配慮した循環型農業の展開を図る。
- ⑨ 農業生産基盤整備及び近代化施設整備の事業実施に当たっては、環境にやさしい施工に努める。
- ⑩ 農業体験受入れ体制の整備及びグリーン・ツーリズムの普及、推進を図り、都市住民等との交流を目的とした農村文化に触れる機会の提供に努める。

1) 土地利用の方向

都市化の進展に伴い、農用地の都市的利用が進んでおり、土地利用が多様化してきている。

このことから、魅力ある農村社会を形成するため、農地の持つ国土保全機能的側面に留意しつつ、土地利用に関する上位計画である国土利用計画滝沢市計画との整合性を図りながら、長期的な地域振興の観点に立った計画的な市街地整備を誘導することとする。また、短期的には市役所周辺に市の中心拠点地域としてふさわしい市街地を形成し都市と農業が連携した持続可能なまちづくりを進める。

一方で、将来にわたり農用地として活用すべき農地については、生産性を向上するため、積極的な基盤整備の推進を図り、農用地の高度及び効率的な利用を促進し、土地利用型農業において規模拡大により安定的な経営を図ろうとする意欲的な農業者に対して、農用地の利用集積を積極的に推進する。

2) 農業生産基盤の整備・農用地の保全

優良農用地を確保し、効率的かつ安定的な農業経営を実現する上で、重要な位置を占めるのが農業生産基盤の整備である。

岩洞ダム及び基幹的な水路の維持管理事業を支援しながら、優良な農用地の維持、保全に努める。

3) 農業経営の改善

本市は、小規模農家が多く、経営耕地面積2ha未満の農家が全体の約6割を占めている。また、兼業農家が全体の75%（2015 農林業センサスによる）を占めており、都市経済に依存するところが大きく、更に都市近郊であるため農地を財産として保有する農家が多い現状である。

よって、地域農業の振興を図るために、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づく取組のための話し合いを進めながら、兼業農家との連携をとりつつ、農地中間管理事業を活用した、認定農業者等の地域の担い手への農地の貸借権設定や農作業受託による農地の集積を進める。さらに、これらの取組の中で、他産業従事者と均衡する所得を確保し、安定した農業経営が営まれるよう誘導する。

また、認定農業者及び生産組織については、法人経営体への発展母体として重要な位置付けにあり、それぞれの経営体の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態・担い手営農法人への誘導を行う。

特に水田を活用し、小麦、大豆、そば等の集団栽培に取り組んでいる集落については、農業関係機関と共に法人化へ向けた話し合いを継続する。

併せて、市の中心拠点地域（市役所周辺）に集積される商業施設において地産地消を推進するなど、農業者の販路拡大を図る。

4) 近代化施設の整備

農業近代化施設については、地域の生産組織等における機械の共同利用の推進等により、既存機械設備の有効利用を図るとともに、過剰投資の防止に配慮しながら、耕種作物共同利用施設、家畜排せつ物利活用施設等の整備を進め、生産費の低減、作業の効率化等により、生産性の向上を図る。

また、各地区の特性に合った低コストで小規模な産地直売施設の整備を推進するとともに、産直組合の取組を支援していく。

5) 農地利用の最適化の促進

本市は、県都盛岡市に隣接していることから宅地等農地以外への転用の期待が高く、農地を財産として保有する農家が多いため、売買による農地の集積や経営規模の拡大を図ることは厳しい現状にある。また、農業経営の兼業化や農業従事者の高齢化などから、農用地の生産性の低下及び耕作を放棄した農用地の荒廃化や遊休農地の増加が懸念される。

このため、農用地の有効利用及び生産性向上を図るため、担い手への農地集積目標の設定、国等の補助事業の選定や導入の提案及び事業の進行管理活動を実施しながら、農地利用の最適化の促進を行う。

また、集落内での話し合いによる認定農業者や担い手営農法人への農地の貸借権設定及び農作業受委託の推進を図る。

6) 就業機会の確保拡大の方向

盛岡西リサーチパークは完売となっており、今後は滝沢市IPUIノベーションパークなどへの企業誘致をさらに進めながら、農村地域の農業資源、人材資源等を活用した地場産業の計画的育成を図ることにより、安定した就業機会の確保拡大に努める。

また、岩手県立大学や誘致したIT企業との連携によるスマート農業の普及、さらには新事業の創出を図るとともに、6次産業化を見据えた加工施設や産直施設等における積極的な雇用拡大の取組を図る。

7) 農業を担うべき者の育成及び確保のための整備

意欲ある担い手を育成するため、関係機関や団体と連携を図りながら総合的な営農指導を実施するとともに、滝沢市農業経営改善支援センターの農業経営指導マネージャーを中心とした相談活動を充実する。また、新規就農者の相談活動、掘り起こし、担い手の育成に対する支援活動を実施する。

さらには、営農活動、担い手育成に重点を置き、市独自の施策を図っていく必要があることから、関係機関と協力し、今後専門マネージャー設置の実現に向けての調査、検討を行う。

8) 農村生活環境の整備

農村地域は、農業生産の場であるばかりではなく、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、自然文化資源の提供など多面的な役割を保持することから、快適性、利便性、安全性の向上をもたらす生活環境基盤として、個別合併処理浄化槽の計画的な整備や、公園等の設置を図り、魅力ある農村生活環境の整備を進める。

9) 集落営農の推進

市内の農業形態は、岩手山麓の酪農やだいこんの栽培、平坦部での稲作、野菜、果樹等各地でその地域の特性に合った農業を展開しているが、近年は農業従事者の高齢化等により、地域内においても年々遊休農地の増加が懸念されている。

今後においても、地域営農を推進するため、策定した地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づき、各地域、集落における認定農業者等担い手が各地域の中心となり、集落内での話し合いを強化し、兼業農家と協力しながら、地域の将来ビジョンの達成に向け、集落営農を推進し、集落営農法人の設立を目指す。

10) 循環型農業の推進

家畜排せつ物の適正処理による堆肥の利用促進を図り、有機栽培による高付加価値の農産物の生産を目指す。また、廃プラスチックの適正処理を行い環境に負荷を与えないとともに、循環型農業の展開を図る。

2 計画の特色

本市は、昭和47年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に「滝沢農業振興地域整備計画」を策定した。以降8回の見直しを行ないながら農用地の確保・保全と地域農業の確立のための諸施策を計画的に展開してきた。

本計画は、近年における社会環境の変化、都市化の進展の中で、農業従事者の減少や高齢化、さらに農畜産物の輸入の自由化への懸念、米価の低迷など農業情勢がますます厳しさを増す現状の中で、農業振興整備計画の策定にあたり、農家等意向調査を実施し、農家の意向を把握するとともに、各農業関係機関、団体等の意見を集約し、各種計画との整合性を図りながら策定したものである。

本計画の特色としては、本市の農業が一層の発展を遂げるため、ICT技術等スマート農業を活用した生産基盤の整備、栽培新技術の導入、地産地消・食育、直売施設整備等による6次産業化の推進、近代化施設の整備安定的な生産、供給、流通、効率的な補助事業の導入、集落での話し合いに基づく集落営農の推進、環境に配慮した農業の推進等総合的な推進を図り、その中で、豊かな自然環境に調和し、農、商、工が調和した産業の発展による長期的な農業・農村振興計画のマスタープランとなるものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置及び範囲

本市は、岩手県の内陸部に位置し、奥羽山脈と北上山地との間を流れる北上川の中流域の北端にあたり、県都盛岡市の北西側に隣接している。

東経141度0分14秒～9分46秒（東西14km）北緯39度41分18秒～52分27秒（南北20km）に位置している。

地理的には、東部は盛岡市、北部は八幡平市、西部は雫石町にそれぞれ接している。

② 自然条件

(ア) 地形

本地域は、北西部に奥羽山脈の秀峰岩手山を擁してその南東麓に広がり、東部は北上平野を南流する北上川に、南部は東流する雫石川に囲まれた、標高130mから2,038mの地域である。

(イ) 気象

本市は奥羽山脈のふところにあり、夏季は比較的しのぎやすく、冬季は寒気が厳しい。積雪は11月から4月にかけて見られ、最深積雪は昭和13年の81cmであり、降霜期間は、10月中旬から5月初旬であるが、6月中旬頃に晩霜の被害を被ることがある。令和3年の平均気温は10.8℃、最高は35.7℃、最低はマイナス13.9℃となっている。また、年間の降水量は1,631.5mmである。

③ 土地利用の現況

土地利用の現況は、農業振興地域面積7,197haのうち、農地3,945ha（54.8%）、農業用施設用地24ha（0.3%）、山林原野2,477ha（34.4%）、その他751ha（10.4%）となっている。

農用地の利用状況は、総面積3,945haのうち、畑が2,652ha（67.2%）で最も多く、次いで田1,207ha（30.6%）、樹園地86ha（2.2%）の順となっている。

④ 人口の動向

本市の人口は、昭和35年以降より自然増で推移していたが、昭和40年以降、滝沢ニュータウンをはじめとする大規模な住宅団地の開発を契機として、人口が急増した。

平成12年2月に5万人に達し人口日本一の村となり、平成26年1月の市制移行時には55,000人を超え、その後も55,000人台で推移している。

令和2年3月策定の滝沢市人口ビジョンによると、今後については令和7年には高齢人口の増加および年少人口・生産年齢人口の減少により、市全体として減少に転じることが予測されている。

⑤ 産業の将来の見通し

市内純生産額は、平成17年度には約991億円であったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によると思われる影響もあり、平成23年度は864億円となっており、経済成長率を1%と仮定し推計した場合は、平成30年度に939億、令和4年度に977億、令和9年度には1,027億円となる。

第1次産業は、今後高齢化社会を背景とする就業者数の減が懸念されることから、純生産額はほぼ横ばいが見込まれ、第2次産業及び第3次産業については、経済成長率と同調する形で緩やかに伸びると予想される。

就業人口は、国勢調査によると、平成27年には27,861人、令和2年においては29,656人であった。就業人口は1,795人の増となっているが、第2次産業の増が371人、第3次産業の増が1,982人であるのに対し、第1次産業の増は12人となっている。

第1次産業においては、後継者不足という課題も大きく、就業人口の増となる魅力ある産業をいかに育成できるかが鍵となる。

⑥ 土地利用の方針

本市は、水稻・酪農を中心に県内でも有数な農業生産地としての役割を果たしており、また市内の農地については、自然環境の保全の場、人々と自然のふれあいの場でもある。

今後においても、住宅地等都市的な土地利用が高まるにつれて、農用地からの住宅用地・業務用地等への転換希望が増加すると予想され、このような転換に対しては、農業の持つ国土保全機能的側面及び多面的機能の側面を十分に留意し、優良農地については、その保全に努め、都市的土地利用との調和を図りながら、長期的な地域振興の観点に立ち、土地利用転換の有効性や適地性、立地の効果等を総合的に勘案し、適正な計画用途を設定し、整備、誘導及び保全を図る。

● 農用地

農用地は、農業生産基盤であると同時に国土保全機能的側面も併せ持つ重要な資源であり、今後においても都市的土地需要との調整を図りながら、優良な農地については、その維持保全に努めるとともに、農用地の生産性を高め、高度利用を促進するため、積極的な土地基盤整備を図る。

● 山林原野

豊富な森林資源は、市土保全及び水源かん養等の公益的機能を併せ持っていることから、その維持と整備を図る。

また、農用地として開発可能な山林原野については、森林担当部局と調整を図りながら草地等への利用を図る。

● 住宅地

県都盛岡市に隣接しており、更なる都市化の進展も考えられることから、それに対処しうよう、必要な用地を確保し、望ましい住居環境を目標として、生活関連施設の整備を進める。

また、民間の住宅地開発については、都市計画と農林業との健全な調和を図りながら、都市計画の市街化区域及び農振白地地区への誘導に努め、無秩序な農地転用を抑制する。

● 商業用地

本市は急激な住宅地開発がなされたことにより、商業地が脆弱な土地利用となっており、地元購買率も他都市に比べ極端に低い都市となっている。

このことから、無秩序な商業施設の拡散を防止するため、農業振興上の影響に配慮しながら、早期に市の中心拠点地域(市役所周辺)に商業地を形成するとともに、各地域に一定規模の商業施設の集積を図る。

● 工場用地

工場用地等については、既存のものとして盛岡西リサーチパーク、大清水農工団地、岩手県立大学周辺に整備された滝沢市 IPU イノベーションパークが確保されている。

また、滝沢中央スマートインターチェンジが完成し、更なる産業基盤の整備の動きも予想されることから、農用地の確保などの面から農業振興上の影響に配慮し調整を進める。

農業振興地域内の土地利用状況

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地 面積		農 業 用 施設用地		山林原野		その他		合 計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
R 3	3,945	54.8	24	0.3	2,477	34.4	751	10.4	7,197	100
R 1 3 目標	3,921	54.6	34	0.5	2,459	34.2	768	10.7	7,182	100
増減	△24	—	7	—	△17	—	19	—	△15	—

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,945haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外を含む農用地約 3,524haについて、農用地区域を設定する方針である。

(ア) 集落区域内に介在する農用地（農地と非農地の混在化が進み、今後ともこのような状況が進展すると思われる地域内の農用地）

(イ) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(ウ) 道路整備等による農用地

② 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況山林・原野等において比較的傾斜の緩やかな区域については、森林資源の確保と調整を図りながら草地としての利用を進めるため、農用地区域内の山林・原野として、次に掲げる土地について設定する方針である。

今後農用地として利用を予定している山林・原野

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林・原野	姥屋敷・柳沢地区	民有林	22ha	農地(採草地)	天然林

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は、盛岡市広域都市圏内に位置し、県都盛岡市の近郊都市としての役割を果たしている。今後も、盛岡広域都市計画と農業振興地域との両立を図ることとし、優良農地を確保しながら、商業施設や住宅、滝沢市の拠点となる施設等の開発計画と調整を図り、都市と農村の健全な発展を推進する。

農用地の構成は、西部、南部、中部、北部、東部の5地区からなっており、西部地区は、岩手山麓南東の丘陵地に相の沢牧野、全農いわて和牛改良センターを有する地区であり、本市の酪農・畜産の中心的役割を果たしており、今後、粗飼料自給率向上及びコスト低減に努め、計画的な農用地の利用を図る。

また、同地区には、だいこんを中心とした野菜団地が形成されていることから、自然

環境に配慮しながら、今後における畑地の高度利用について検討を進める。

南部、中部地区は稲作が中心で、高性能機械の導入を進め、生産の効率化およびコストの低減を図る。さらに経営所得安定対策等により水田を活用した、小麦、大豆、そば、飼料用米及び野菜の栽培の比重が高まると予想される。このため、農用地の利用の方向としては、土地の高度利用、作目の適正配置、周年出荷に向けた作物の作付体制の確立を基本とし、地域条件に適合した収益性の高い作目導入を推進する。

北部地区は、岩手山麓東に位置する緩い傾斜地帯とその東側に展開する平坦地に分けられる。平坦地は、酪農、稲作及び畑作を中心とした農村地域であり、東北縦貫自動車道から盛岡市にかけて広がる農用地は、集団性が高く優良な農地として効率的利用及び保全を図る。

東部地区は、国道4号及び国道282号と北上川の間に位置し、畜産、稲作及び畑作を中心とした地域であり、今後は水田の効率的利用を図るとともに、畜産の肉用繁殖経営の飼養規模拡大を推進する。

農用地区域の地区別構成表

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混木林地			農業用 施設用地			合計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
西部地区	1,624	1,646	22	0	0	0	0	0	0	24	24	0	1,648	1,670	22	32	10	△22
南部地区	486	486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	486	486	0	0	0	0
中部地区	567	567	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	567	567	0	0	0	0
北部地区	730	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	730	730	0	2	2	0
東部地区	132	132	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	136	136	0	0	0	0
合計	3,539	3,561	22	0	0	0	0	0	0	28	28	0	3,567	3,589	22	34	12	△22

イ 用途区分の構想

① 西部地区（附图1号 A地区）

岩手山麓南東の丘陵地に相の沢牧野、全農いわて和牛改良センターを有し、本市の酪農、畜産の中核的公共施設として高度利用が図られており、本市の酪農・畜産の中心的役割を果たしている。

今後は、生産力の低下した草地の再整備を進めるとともに、更新時には野菜振興のための活用方策について、平場の水田転換作物との作付田との交換耕作等も検討しながら、農用地の高度利用を図る。更に、草地造成を実施し、農地の集団化を基軸とした土地利用を推進する。

また、奥羽山系の支系の西側に位置する山麓緩傾斜の農用地については、その大部分を牧草地、飼料畑として高度利用を図っているが、今後とも簡易更新技術の導入や土壌改良等の基盤整備を進めながら、高収量牧草品種の導入等により、高位生産性草地の確保を図り、合理的な土地利用を推進していく。また、この地区では、広大な畑地を利用した野菜団地が形成されており、市の特産品であるサツマイモなどの野菜栽培が盛んであり、加工品の拡大や品質向上に取り組む。また今後は地力の維持と連作障害の解消等のため、土壌診断等を実施し有機物等の投入を積極的に推進する。

一王子、柳沢集落周辺に展開する平坦地の農用地については、その88%が畑地及び樹園地であり、市の特産品であるりんごの栽培や、パイプハウスを利用した施設野菜も栽培されており、今後も稲作との複合経営を推進する。

② 南部地区（附図1号 B地区）

奥羽山系の支系西側から雫石町境に挟まれた小岩井地域は、農用地の76%が水田、24%が畑地として利用されている。今後においても、本市の基幹作目のひとつである水稲の作付けを主体とする地域として位置付けられる。

また、奥羽山系の支系の東側及び南側の平坦部地帯の地区は、農用地の80%が水田であり、用水については、南部主幹線水路及び越前堰から取水しており、用排水条件を備えている。このことから、今後とも水田転換作物との作付の調整を図りながら水田としての利用を確保する。

国道46号沿いに広がる樹園地については、市の特産品であるりんごの栽培が盛んであるが、今後とも省力で高品質生産が可能なりんごのわい化栽培への改植を推進し、わい化団地の形成を図る。

③ 中部地区（附図1号 C地区）

鶉飼地区周辺に展開する農用地については、その70%が水田であり、用水は南部主幹線水路から取水している。今後も水稲と野菜の複合化を進め、野菜や花きの拡大を図る。また鶉飼地区の西側は従来より樹園地として利用されており、今後ともりんご、スイカ等の高付加価値化に取り組み、6次産業化の取組を進める。

元村地区周辺の平坦地の農用地については、60%が水田で占められている。また、北側の東北縦貫自動車道周辺は樹園地が形成されており、市の特産品であるりんご、スイカ及びサツマイモの栽培が盛んな地区である。今後においては温暖化を考慮した新品種の拡大を図る。また、水田転換作物との作付田については、パイプハウスを利用した周年野菜栽培体系を確立する。

④ 北部地区（附図1号 D地区）

岩手山麓東側に展開する緩傾斜地地帯は酪農中心であるため、農用地の80%の畑地

は、今後とも畜産振興の上から草地及び飼料畑として利用増進を図るため、農用地の基盤整備等を推進し、高位生産性畑地として確保する。

また、今後は、生産力の低下した草地の再整備を進めるとともに、更新時には野菜畑等としての活用も促進し、平場の水田転換作物との作付田との交換耕作等についても検討しながら、農用地の高度利用を図る。

⑤ 東部地区（附図1号 E地区）

国道4号及び国道282号と北上川にはさまれた平坦地の農用地は、その40%が水田である。水田の効率的利用を図るため、岩洞水路等の整備事業を支援するとともに、農地及び水田転換作物の集積・集約化を推進し、高収益作目の導入を考慮した土地利用の再編を進め、生産性向上に努める。

また、特に本地区の北側については、肉用繁殖牛経営の盛んな地帯であるので、農用地の基盤整備を推進し、稲わら堆肥交換による地域複合の有機的結合を進めるとともに、飼養規模の拡大を図るため、高位生産性畑地として確保する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（P32）

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の耕地は、岩手山麓の広大な畑地と、平坦地の水田及び畑地で構成されている。

ほ場整備は、農業構造改善事業、県営及び団体営事業等により全地域で実施されてきた。一部排水不良がある湿田においては高能率機械の導入が困難であるため、米の需給調整に伴う畑作物の取組等が困難な状況があった。これらを解消するべく、ほ場の再区画化や暗渠排水の整備を実施し安定した農業経営の推進を図ってきた。

岩手山麓に広がる飼料基盤としての畑地は、起伏修正や更新及び造成整備を行い粗飼料生産基盤の拡大に努めるとともに、公共育成牧野や水田転換作物との作付田の活用を図りながら粗飼料自給率の向上を図る。

中央部から南部にかけて散在する樹園地については、今後も一層わい化の普及を促進するとともに有望品種や新品種を導入し収益の向上を図る。

また、農道は、生産及び搬出入等の基盤となるばかりではなく、農村生活と密接な関係を持っていることから、必要に応じて計画的な整備を促進する。

なお、農業生産基盤の整備にあたっては、滝沢市環境基本計画を踏まえ、事業の効率的な実施を図りつつ、さらに環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然[※]の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に資する。

※【二次的自然】人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。(例)水田、ため池、雑木林など

(1) 西部地区

本地区は、酪農と野菜畑を基幹としている地帯であり、特に、酪農地帯は岩手山麓にあり、耕地の起伏が著しく激しい。

草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地の更新を進めながら、起伏が著しいところについては起伏修正を行い飼料基盤の整備に努める。新規造成については、経済情勢等も考慮しながら農家の意向も把握し検討を進める。

さらに、経営安定のため高標地の利点を最大限に活用した高原野菜を取り入れ、野菜団地の形成を促進する。

(2) 南部地区

本地区は、水稻を基幹作物とする地帯であり、水田は土地改良事業・新農業構造改善事業等により、概ね10aに区画され、一部排水不良による湿田があり、大型機械の導入が困難な状況がある。

今後は、市街化が進んでいることから、都市的土地利用との調整を進め、必要に

じ用排水路の新設・改修及び区画拡大整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水の整備等を図る。さらに高性能農業機械についてもその導入を図り、営農の効率化を推進する。

(3) 中部地区

本地区は、水稻及び果樹が基幹の地帯であり、水田については昭和40年代に開田されたもので、用排水路がほとんど整備されていない状況もあり、一部は年間を通じて湿田状態になっている。

また、市役所周辺における中心市街地の早期形成など、今後も市街化が進んでいく見込みであることから、都市的土地利用との調整を図る必要がある。

今後は、用排水路については新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、区画拡大も検討しながら営農の効率化を進める。

樹園地については、省力で高品質生産が可能なりんごのわい化栽培の普及を更に推進する。

(4) 北部地区

本地区は、酪農と水稻を基幹としている地帯であり、酪農地帯は西部地区と隣接している。耕地の傾斜は緩やかで機械作業は容易だが、草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地は更新を行い、飼料基盤の整備に努める。

水田地帯については、昭和40年代に開田されたもので、一部排水不良による湿田があり、10aに区画されている水田が大半を占めているため、大型機械の導入が困難になっている。

今後は、用排水路の新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、区画拡大も検討しながら営農の効率化を進める。

また、山沿いのほ場の一部については未整備な状況もあるので、区画整理を検討する等基盤整備を図る。

(5) 東部地区

本地区は、畜産と水稻を基幹としており、畜産については、肉用牛の繁殖経営の盛んな地帯である。耕地は緩やかで機械作業は容易だが、草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地は更新を行い、飼料基盤の整備に努める。

水田地帯については、昭和40年代に開田されたもので、一部排水不良による湿田があり、10aに区画されている水田が大半を占めているため、大型機械の導入が困難になっている。

今後は、市街化が進んでいることから、都市的土地利用との調整を図り、用排水路の新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、区画拡大も検討しながら営農の効率化を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
国営かんがい排水事業	用水路 L=17.4km	岩手山麓地区	840ha	①	国
県・(競)水利施設整備事業	用水路工 2,615m	大清水地区	120ha	③	県
県・(競)水利施設整備事業	管水路 1,555.8m	小岩井第2導水路	61ha	④	県

3 森林の整備その他林業の振興との関連

草地造成等により民有林などを開発する場合には、造林や間伐などで整備された森林を避けるほか、滝沢市森林整備計画と調整を図りつつ、農用地の開発を行うものとする。

また、農道については、整備する段階で林業と一体的に利用が図られるものについては、林道整備と調整を図りながら実施していく。

4 他事業との関連

該当なし

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化、担い手の不足が進む中で、作業条件の不利なほ場を中心に遊休農地の発生が懸念されている。また、農地は生産活動の基盤であり、かつ水源かん養等の多面的な機能を有することから農用地等の保全のための対策を進める必要がある。農用地の保全については、平成13年度より一部の地域ではあるが中山間地域等直接支払制度を導入し、集落による合意形成のもとに農地の遊休化を防ぐ取組みを実施している。

また、集落内における遊休農地の解消及び発生防止を目的として各地域における農家組合が中心となり、その中でも主業型農家及び認定農業者がリーダーを務め、地域における話し合いをもとに、農地の利用権設定の推進及び作業受委託を実施し農用地の最適化を図り保全を進めるものとし、更には遊休農地解消のため、関係機関と連携を図りながら取組に努めるものとする。

なお、本市では大雨等による災害が度々発生していることから、これらの災害から農地・農業用施設を守ることは、農業生産力の維持、農業経営の安定のために必要であり、用排水路等の計画的な整備・改修を進め農用地の維持、保全に努めるものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業名	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(交) 農地防災事業のうち農村災害対策整備事業	用水路工 L=15.1 km	岩手山麓地区	1,004ha	①	県
団・農業水路長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策	ため池廃止1式	沼森ため池地区	19ha	②	市
団・農業水路長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策	ため池廃止1式	篠木外山ため池地区	19ha	③	改良区
団・農業水路長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策	用水路工1式	割田堤地区	—	④	団体
団・農業水路長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策	ため池廃止1式	箸出堤地区	—	⑤	団体

3 農用地等の保全のための活動

(1) 遊休農地の発生抑制、解消対策等

遊休農地を減少させ農地の保全に繋げるため、水田転換作物への作付けに対して交付金が交付される経営所得安定対策等を進めるとともに、再生利用を図るための対策を実施し、遊休農地の発生の抑制を図る。

(2) 意欲のある経営体への利用集積

地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実質化を期に、地域での話し合いと合意のもとに、それぞれの地域における農地利用の最適化を促進し、地域の意欲ある経営体への農地の利用集積や団地化等を推進するとともに、意欲と能力のある経営体を核とした広域的な農作業受託組織の育成に努め、担い手営農法人と連携して農地の効率的な利用を図る。

(3) 地域における持続的な保全活動

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動等を行う、多面的機能支払交付金事業に基づく地域資源保全組合の活動に対し支援を行う。

また、傾斜地である中山間地域において、遊休農地の発生を防止し、農地の多面的な機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者に対して、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、水路、農道の管理、維持補修、遊休化した農地の管理を支援し、併せて、地域の担い手の育成等を進める。

(4) 農道、用排水路の維持管理

耕作放棄を抑制するため、多面的機能支払交付金事業やアドプト活動により、農道、用排水路の維持管理を促進し、環境整備を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業経営は、稲作あるいは酪農を基幹としながら、麦・大豆、野菜、果樹、花きを組み合わせた複合経営が主体である。また、農業構造については、盛岡市近郊という立地環境から、兼業農家が農家戸数全体の75%(2015農林業センサスによる)におよび、さらには農業後継者の不足、高齢化の進展等により、その情勢は年々厳しいものとなっている。

また、本市では、都市化の進展に伴う農地の宅地等への転用の期待が高く、このような背景により農地の資産保有的意識が高い。よって所有権移転による経営規模拡大は進まない状況にある。

このような農業構造の現状のもとで、効率的で、生産性の高い農業を展開するには、連担性をもった農地の集積を促進しながら、併せて農地の利用権の設定等貸借により、経営規模の拡大を図り、安定的農業経営を育成する必要がある。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、経営所得安定対策等の活用を促進し、集落が一体となった「集落営農」の展開を推進しながら、地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に基づき、集落内での話し合いによる農地の貸借や、農作業の受委託面積を拡大し、農地の利用調整を推進するとともに、主業型農家及び認定農業者を中心とした担い手育成に向けた地域の取組みと、農業経営者個々の農業技術と経営感覚の向上が必要である。

さらに、それぞれの地域特性を踏まえ、水稻、畜産、野菜、果樹、花き等の営農・栽培技術の向上や新品種の導入、生産性・収益性の向上も併せて推進する必要がある。

これらを鑑み、本市農業の将来を担うべき認定農業者を中心とした中核的農家が土地と労働力を高度に活用し、生産費の低減と農産物の安定供給を継続していくための具体的な目標を次のように設定する。なお、設定にあたっては、総農家数830戸の内165戸の育成を図るものとし、他産業従事者と均衡しかつ周辺市町において現に成立している優良経営の事例を踏まえた所得水準を確保するため、420万円程度(補助従事者を加えた農業経営として570万円程度)を所得目標とし、年間労働時間2,000時間程度の水準を目標とする。

	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積
個人経営	水稲+小麦	20.0ha	水稲 5.0ha、小麦 7.0ha 特定作業受託 8.0ha	3	—
	水稲+大豆	20.0ha	大豆 4.0ha、水稲 4.0ha、 水稲基幹作業受託 12.0ha	3	—
	水稲+野菜	6.6ha	水稲 5.0ha、すいか 0.6ha、ネギ 0.4 ha さつまいも 0.3ha、ミニトマト 0.3ha	40	—
	水稲+肉用牛+ 野菜	7.9ha	水稲 5.0ha、繁殖牛 12 頭、雨よけほうれんそう 0.2ha、根みつば 0.3ha、飼料作物 2.4ha	6	—
	水稲+野菜+花 き	5.2ha	水稲 4.0ha、雨よけほうれんそう、0.3ha、 根みつば 0.3ha、小ぎく 0.6ha	4	—
	果樹+水稲	5.5ha	りんご 2.5ha、水稲 3.0ha	9	—
	水稲+作業受託	15.0ha	水稲 15.0ha	33	—
	酪農	18.0ha	乳用牛 50 頭、飼料作物 18.0ha	40	—
	野菜（ネギ専作）	3.0ha	ネギ 3ha	2	—
	野菜	12.0ha	だいこん 10.0ha、ながいも 2.0ha	10	—
	果樹	3.5ha	りんご 3.5ha	6	—
肉用牛肥育	肥育頭数 250 頭		7	—	
法人経営	水稲+小麦+大 豆	50.0ha	水稲 30.0ha 小麦 10.0ha 大豆 10.0ha	2	—
計				165	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地は、市街化区域やその周辺地域での都市的土地利用への転換が多く、農家の資産的保有意識がますます強くなる傾向にある。併せて、農業従事者の高齢化や後継者の不足、地域の担い手の減少等構造的な問題から、生産力の低下や粗放的耕作、遊休農地が増加する恐れがある。

このような状況のもとで、農用地の有効利用と生産性向上を図るためには、経営所得安定対策等を推進するとともに、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づき、地域の将来ビジョンを話し合い、地域の土地利用計画に基づき、主業型農家及び認定農業者を中心とした中核的農家への利用権設定や農作業の委託を誘導し、担い手農家を中核とした、地域農業を担う生産組織の強化、育成が必要である。

以上の点を踏まえ、生産性の向上に向けて地域の実情に即した構造政策を市、農業関係団体、地域営農集団等が一体となって推進するほか、市農業委員会を核とした農地利用の最適化の活動強化を進める。

さらに、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社と連携し、農地中間管理事業を積極的に推進することにより、認定農業者を中心とした地域の担い手への農用地の集積を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の兼業化と農業従事者の高齢化の進展に伴う遊休農地の発生等を防ぐとともに、生産性の低い水田等を有効に活用するため、地域農業集団内での話し合い等を展開し、共同作業による労働力配分の適正化、認定農業者を中心とした中核的農家への農地の集積、施設利用型農家の育成など、地域の特性を十分に生かした「集落営農体系」を確立し総合的に展開していく。

(1) 地域農業集団等の育成

地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づいた、地域の主業型農家を核とした集団内での話し合いを基本とし、権利調整による認定農業者を中心とした担い手農家への農用地の集積、農作業の受委託、共同作業、機械類の共同利用等により「集落営農」を推進する。

また、経営所得安定対策等、担い手の育成、確保対策としての事業を活用しながら集落営農の育成を図るとともに、さらなる農業経営基盤の強化を目指し、担い手営農法人の設立に向けた支援、指導を行う。

(2) 農地利用の最適化対策

農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、具体的には農地中間管理事業等を効率的

に活用し、認定農業者を中心とした担い手農家へ農用地を集積するため、農地所有適格法人、農業経営改善支援センター、各地域農家組合、農業委員、農地利用最適化推進委員等による各種啓発、普及活動を推進する。

(3) 農作業の共同化、機械等の共同利用の推進

地域営農集団、農業生産組織等の育成と強化を図り、作目ごとのそれぞれの作業段階における合理的な生産を展開するため、農作業の共同化を図る。

また、労働力の適正配分、作業機械の有効利用と過剰投資の防止、生産費節減を図り、地域内での計画的な生産を行い、合理的な農業経営を目指す。加えて担い手営農法人への移行について誘導する。

(4) 農作業受委託の推進

農業機械の過剰投資の防止を図るためにも、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づき、地域の兼業農家と主業型農家の話し合いによる農作業の受委託を促進し、認定農業者を中心とした担い手農家の経営規模拡大方策の一環とするとともに、機械と労働力の有効活用を図り、合わせて地域における生産性の拡大を図る。

(5) 生産構造の再編対策

認定農業者を中心とした担い手農家の規模拡大を積極的に推進する一方、水稻・酪農など単一経営の傾向からの脱却と限りある農地の有効活用を図るため、施設・高収益性野菜、花き、わい化果樹、肉牛等を取り入れた複合経営を推進する。その方策の一環として、生産者の育成と生産者組織の強化、生産管理機械施設と基盤の整備、商品の高付加価値化、6次産業化を推進し、消費者ニーズの的確な把握による販売・流通経路の確立を図る。

(6) 地力の維持と連作障害の回避

堆肥と稲わらとの交換促進により優良堆肥の安定確保を図る。また、だいこん、ほうれんそう等にみられる連作障害の防止のため、技術指導の強化、輪作体系の確立、地力維持向上作物等の導入、農地の権利交換、耐病性優良品種の導入、防除機械施設整備等を積極的に推進し、併せて農家の意識の啓発を図る。

(7) 担い手の育成

経営体を担う人材の確保育成のため、将来的な農業後継者や新規就農希望者等への農業情報を提供する体制を整備するとともに、各種研修会や技術講習会を通じその育成を図る。

また、担い手への農作業の委託について積極的に支援することで経営規模の拡大を

誘導し、併せて農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画認定制度の積極的活用を図り、農地の利用集積やその他の支援措置について集中的かつ重点的に認定農業者に対して実施されるよう努める。

3 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備に当たり、十分な対価効果をあげるためには、過剰投資を防止し、汎用性と運用の容易さを持った高性能施設の広域的な利用を図る必要がある。そのために、作物と生産条件及び消費の動向等を把握、分析し、本市農業の特性を生かした農産物の安定的かつ合理的な生産・出荷・販売について農業のみならず、商業やまちづくりなど多角的な視点から検討を図る。

また、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応し、生産技術向上を図るため、ICT技術等スマート農業の導入に努める。

なお、事業の実施に当たっては、滝沢市環境基本計画を踏まえ、環境や景観に与える影響を最小限に留めるものとし、温室効果ガスの排出抑制に配慮し、地球温暖化対策の推進を図るとともに、新たな環境の創造に努めるものとする。

(1) 米・麦・大豆等

構造政策の推進により生産性の向上と生産コストの低減を図るため、認定農業者を中心とした担い手農家への指導を行うほか、作業機械、集出荷調整保管施設等の既存施設の効率的活用を促進する。また共同利用施設の無い地区については、農家組織の育成や施設設置について検討を行う。また、ほ場整備事業等により水田の汎用性を高め、組織的な作業体系を確立し、生産性及び収益性の向上を図るなど水田農業確立の推進に努める。

(2) 野菜

重点推進品目である、だいこん・キャベツ・ほうれんそう及び推進品目のきゅうり・トマト・ミニトマト・ねぎ・ピーマン・すいかを中心とした品目の生産拡大を図るため、生産施設の整備及び生産管理用機械について広域的な利用見込みに応じ導入を図る。さらに、品種、規格の統一化を進めるとともに、生産農家の高齢化に配慮、対応するため、重点推進品目及び推進品目の中でもより高収益品目の導入を検討しながら、系統出荷率の向上に努め組織的販売力の強化を図る。

(3) 果樹

本市の果樹の主力はりんごであるが、生産性の向上と労働力の合理化を図るため、わい化栽培の普及をさらに推進する。さらには有望品種の導入と生産費の低減を図るために、共同防除組織活動の強化と施設機械の近代化やその他生産管理の新技術を積極的に導入するとともに、より環境に配慮したりんごの生産を推進する。また、作業効率の

向上、省力化を図るため、生産管理用機械を計画的に導入する。

(4) 花き類

花きは、重点推進品目である、小ぎく・りんどう・ストック及び推進品目のひまわり・ゆり類・トルコギキョウを中心とした生産拡大を図るため、施設品目について既存パイプハウスの有効利用と新規パイプハウスの計画的な整備を図る。また、生産者の高齢化に対応するため、生産から出荷に至る作業の省力化を図られるよう生産管理用機械の計画的な導入を検討する。

また、高収益、省力化及びブランド化を推進するため、企業と生産者が協働で、安定した供給、販売の実現に努める。

(5) 畜産

酪農は、水稻と並び本市農業の基幹であり、飼養農家の中には大規模経営も見られる。今後も共同利用組合や生産組織による大型機械施設の整備促進を図るとともに、個体能力や乳質の向上、飼養管理作業の効率化、粗飼料生産基盤整備を進め、生産費の低減と所得の向上を図る。肉用牛については、小規模農家が多いが、水田転換作物との作付田等の活用を図りながら、低コスト生産による計画的増頭に努める。

また、公共牧場である相の沢牧野の放牧利用や冬期預託利用を促進することにより、排せつ物処理や飼養管理に係る労働力や経費の節減を図り、飼料の自給率向上や経営の合理化を支援する。

(6) 地産地消

消費者の購買形態及びニーズの多様化により、農産物を生産者から直接購入する産地直売施設による購入形態が定着してきている。

市内においても、有人・無人の直売施設は現在もあるが、今後においては各地域の特性に合った、季節特有の販売品目を中心として販売する直売施設の整備や、6次産業化の実現に向けた施設整備を推進する。特に、今後交流人口が多く見込まれる市役所周辺地域においては、地産地消の面においても充実を図れるような中心市街地の早期形成を進める。

また、施設整備に当たっては、過剰投資を避け、地域の特性に合う形で支援する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の地区	利用組織	対函番号	備考
園芸、畜産等の施設整備	パイプハウス 等	市内全域	地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体等		いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
野菜生産施設					
農業経営の開始若しくは経営改善に必要な施設	パイプハウス 各種施設設備 等	市内全域	地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体等		担い手確保・経営強化支援事業
飼養管理施設	搾乳・育成牛舎 4棟 堆肥舎 等	市内全域	畜産クラスター協議会		畜産競争力強化整備補助事業
生産施設整備等	乾燥施設 パイプハウス 牛舎 堆肥舎 6次産業化施設 等	市内全域	農業法人 中心経営体 等		その他 国・県補助事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の特用林産物（シイタケ等）生産については、既存施設の効率的有効利用により、生産の拡大を図りながら、盛岡地方しいたけ生産振興協議会と連携を密にし、生産者の育成と各種補助制度の導入による生産施設の整備を進め、経営基盤及び流通体制等の整備を図る。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向

農業者の高齢化により農業従事者が急速に減少することが推測され、今後とも意欲ある担い手の育成、確保が必要になっている。

担い手の育成及び確保を目的として、関係機関・団体と連携を図り総合的な営農指導を実施するとともに農業改良普及センター、農業協同組合、市農業委員会、市農林課で構成する市農業経営改善支援センターが中心となり、担い手に対する相談活動や情報提供を実施し、経営所得安定対策等を積極的に活用した新規就農者の育成に努めるとともに、新規就農希望者に対する農業経営指導マネージャーによる個別の相談活動の強化を図る。また、いわてニューファーマー支援事業を活用し新規就農者の支援を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者の具体的な支援活動としては、市農業経営改善支援センターを中心として農業経営に関する技術・知識、制度資金の活用、農地の取得、その他就農や農業経営に必要な情報の提供と個別の相談活動を実施するものとする。さらに、市内においては、若手農業者のグループ「たきざわグリーンワークス」が活発に活動を展開していることから、この活動が多くの若者の農業参入にもつながるよう支援を進める。

多様な担い手の育成という観点からはグリーン・ツーリズムの推進を図ることとし、グリーン・ツーリズム推進協議会を支援し、受入れ体制の整備を図る。

将来の担い手を育成する観点からは、農業者が農業高等学校等の生徒の受入れを実施することにより農業技術及び知識の習得を支援する。また、市及び農業経営指導マネージャー、農業者が中学校・小学校の総合学習への支援として、農業に関する情報提供や講師を務めることにより地産地消と食育・農業教育の推進を図るものとする。

加えて、農業経営基盤強化促進法における地域計画策定に向けた集落内での話し合いの強化により、地域の担い手となる集落営農法人の設立に向け支援を進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の間伐材を活用した農業振興を検討する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本市は、県都盛岡市に隣接しており、高速交通網の発達、高度情報化等に伴い都市化が進んでいる。また、滝沢中央スマートインターチェンジが整備され、産業支援・強化に向けての地域経済活動の基盤整備の推進が期待される。

近年の状況として、農村地域においても、農作業の高度化や生活様式の変化に伴い所得の大部分を農業以外に依存する兼業農家世帯が多い状況である。

これらの兼業農家世帯の中には、必ずしも安定的に雇用を受けられていない場合もあることから、地域産業の育成を促進し、就業環境のさらなる充実を図っていく必要がある。

さらに、昼間人口の増加は地域経済の底上げにも結びつくものと考えられることから、盛岡西リサーチパークや滝沢市IPUIノベーションパークを中心とした、ICT（情報通信技術）等を活用した先端技術産業、ソフト関連産業の立地等新たな産業を含む企業誘致を図り、安定した就業機会の確保拡大に努める。また、誘致したIT企業との連携によるスマート農業の推進など、若者生産者を中心に活動の場の拡大を図る。

加えて、兼業農家はもとより、専業農家の所得の向上と安定的な農業就業の促進を図る。

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

所得の大部分を農業以外の収入に依存する農業者が多くを占める現状の中で、本市の自然条件と特性を生かした、収益性の高い作目を核とした主産地の形成と複合経営の確立を推進するとともに、他産業との所得格差を少なくし、農業を魅力ある安定した基幹産業として維持するため、農家の経営規模拡大を図り、所得の向上と安定的な農業就業の促進を図る。

このため「集落営農」の推進を進める中で、集落における話し合い等を通じて農地利用の最適化や担い手営農法人等への農作業の受委託等を促進し、農業技術、経営力にすぐれた認定農業者を中心とする担い手農家へ農地を集約するとともに、新規就農者の育成を図ることが必要である。

そのためにも、主業型農家に農地の管理を委託していく自給型農家の就業の場としての商工業を育成していくとともに、若年農業後継者の地域定着化に結び付いた就労を進めて行く。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

兼業農家の割合が大きい状況の中で、兼業農家が身近な場所に安定的に就労できることは、農家経済の潤い及び農村の活性化にも寄与するものである。

そのため、地域・集落内で話し合い、兼業従事者や農外就業を希望する農業者については、認定農業者を中心とする担い手農家への農地の集積、担い手営農法人等への農作業の受委託を進め、安心して農外就労に専念できるよう集落営農を通じて調整を図る。

さらに企業誘致及び市内他産業の規模拡大等による雇用の創出、拡大にあたっては、積極的に農業関係余剰労働力の吸収を働きかける。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

都市近郊における森林は、単に林業生産資源としての役割のみではなく、水資源の確保、環境保全機能はもとより、保健休養及び観光レクリエーション機能を提供する場としても重要な資源であり、雇用の創出、労働環境の向上等直接的、又は間接的効果を期待しながら、農村地域の活性化のため有効利用を図る。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

市民が健康で心豊かに潤いのある生活を営むためには、住みよい生活の環境整備を進めていくことが必要である。本市の生活環境面においては、生活排水関連においてさらなる整備が求められていることから、今後とも公共下水道処理区域外においては、個別合併処理浄化槽設置の整備促進を図る。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、環境の保全等多面的な機能を有しており、地域住民と密接な関係を持っている。このことから、森林の持つ多面的機能を十分に考慮し、生活環境の整備に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

各種計画との整合性を図り、自然環境と生活環境の調和のとれた居住環境の形成に向け、都市と農村のそれぞれ持つ機能の充実と相互関係の調和を図り、農業農村生活環境の整備を促進する。

第10 附 図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）

別記 農用地利用計画

1 農用地区域

(1) 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地並びにこれらの土地以外であって、現況宅地、農地転用許可済農地、境内地、墓地、鉄塔敷地、道路敷地、鉄道敷地、河川敷、池、沼及びその他公共施設用地等を除いた土地を農用地区域とする。

地区番号	区域（農業振興地域詳細図）	除外する土地	備考
A-1	全農いわて和牛改良センターの内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 8,9,15,16,22,23)		
A-2	相の沢牧野の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 14,15,21,22)		
A-3	姥屋敷地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 29,30,31,37,38,39,45,46,47,53,54,55)	①鶴飼鬼越 52、55-1 ②鶴飼花平 100-152、100-625、100-626 ③鶴飼安達 62、65、187-3、191-8 ④姥屋敷 96-1	
A-4	柳沢地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 23,24,25,31,32,33,39,40,41)		
B-1	小岩井地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 59,60,64,65,69,70)	①大釜仁沢瀬 13-5、13-3、120-4、120-5、120-6 ②大釜大清水 83、343-1 ③大釜風林 2-3、86-2、88-1、89-6	
B-2	大釜地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 70,71,72,73,74,75)	①大釜鬼が滝 13-1、13-2、13-3、14-2 ②大釜吉水 13 ③大釜中道 9-1 ④大釜釜口 51-2、57-4 ⑤大釜白山 8-1、8-2、27-1 ⑥大釜上竹鼻 40-2	
B-3	大沢、篠木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 66,67,71,72)	①篠木仁沢瀬 35-2、120-4、120-5、120-6 ②篠木長沢 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、3-1 ③大沢館 50-1、51 ④大沢熊が沢 78-7、84-1、84-2 ⑤大沢熊田 74-3、75 ⑥大沢鷺が沢 76-4、76-6 ⑦大沢箸木平 100-1	
C-1	鶴飼地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 61,62,63,66,67,68)	①鶴飼年毛 1-4 ②鶴飼外久保 112 ③鶴飼高柳 5-2、6-1、28-11、28-14、28-15、28-16、31、35-1 ④鶴飼下高柳 25-10 ⑤鶴飼上前田 39-2、47-1、47-2、48-1 ⑥鶴飼清水沢 4 ⑦鶴飼白石 13-1、22-2 ⑧鶴飼大緩 34-1、34-2、34-3、69-2 ⑨鶴飼迫 19-1、19-2、21-2、22-2 ⑩上鶴飼 28-2、29-1、29-2、30-1、30-2、31-1、31-2、84-4、98-2 ⑪中鶴飼 12 ⑫下鶴飼 55-3 ⑬鶴飼八人打 57-3	

C-2	元村地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 41,42,48,49,50,56,57,58,62,63.)	①根堀坂 600-1、600-4 ②牧野林 818-9 ③高屋敷 4-1、6、24 ④外山 21-3、37-2、38、40、71、72、92-1 ⑤黒沢 70-1 ⑥大森平 104、105 ⑦湯舟沢 200-1、286、487-24、488-1、499、502、518 ⑧祢宜屋敷 100-1、111-1 ⑨平蔵沢 10-26、10-44、36、192 ⑩木賊川 46	
D-1	柳沢地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 24,25,26)	①大石渡 58-4、59、60-1、60-2、62-7、63-1、63-4、63-5、63-6、67、106、277、687-1、1509、1768、1796、2018-1 ②柳沢 295、1168-1、1357-8、1357-9、1411-1、1411-7、1411-41、1411-42、1411-43、1411-44、1424-3、1424-4、1464-2、1480-3、1480-4 ③岩手山 395-22、395-26、395-187	
D-2	一本木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 1,2,3,4,5,6,10,11,17,18)		
D-3	一本木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 7,12,13,19,)	①後 32-2、87-1、87-2、88-2、90、268-122、268-367、268-368、268-369、268-370、268-387、268-391、268-392、268-399、268-400、268-405、268-406、498-2 ②一本木 226、227、228、229、231、339、340、341、342、343、344、345、348 ③長太郎林 226-6 ④弥兵工林 360-1、361、481-3、483-1、521-1、522-1、523-1、532、533、541、542、543、544、548、550-1、551、553、554、555、609、616、617、625、626、631、638、639、642、644、645、650、667、669、678、679、700、701、712、716、717、722 ⑤柳原 164-1 ⑥留が森 3-8、3-48、181-4、203-1、226-1、229-2、277、347-1、347-3、452-1、459-1 ⑦砂込 16,259-1,270-1,270-4,353-1,434-2,441-1,441-2,744-6,882-7,882-8,882-12,882-14,893-2,1040,1189-1,1190-1,1191-1,1192-1,1193-1,1196-1,1197-1,1198-1,1199-1,1200-1,1201-1,1213-1,1214-1,1215-1,1216-1	
E-1	砂込地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 19,20,26)	①砂込 928-1	
E-2	川前地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 34,35,42,43,50,51)	①狼久保 576、577、598、599-1、605-2、618-2、619-1、619-2、619-3、791-1、1075-5、1076-1 ②巣子 819-1、819-21 ③加賀内 284-2、379-29、379-32、379-41、449-1、451-1、468-1	
E-3	大崎地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 19,20,27,28)		

(2) 現況山林、原野等に係る農用地区域

地区・区域番号	区 域	面積 (ha)	備 考
A-3	鷓飼花平 他	31.4	
A-4	大石渡 他	0.5	
D-1	柳沢 他	0.3	
D-2	後 他	1.3	
E-2	巣子 他	0.2	

2 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用 途 区 分
A-1~4 B-1~3 C-1~2 D-1~3 E-1~3	農地：全区域